

# 春日まちづくり支援センター指定管理者申請要項

春日市が設置する春日まちづくり支援センター（以下「センター」という。）の管理を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び春日まちづくり支援センター条例（令和5年春日市条例第27号）（以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、当該施設の指定管理者申請要項を提示します。

## 1 施設の概要

- 1 名称 春日まちづくり支援センター  
2 所在地 春日市須玖北5丁目155番地

### 3 施設概要

- (1) 構造 軽量鉄骨カラートタン葺 一部2階建  
(2) 土地面積 1,713㎡  
(3) 延床面積 499.72㎡  
(4) 建設年月 昭和48年3月20日  
(5) 施設内容

会議室（4室）、調理室、サロン室、シェアルーム、シャワー室、屋外駐車場（5台）、館庭

- (6) 利用人数 18,513人（令和4年度貸室利用者）  
(7) 開館時間及び休館日等 規則第2条を参照

## 2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。なお、指定管理者は、業務の遂行に当たり、センターの設置目的等を十分に理解し、規律・秩序の保持、財産の保全、人命の安全保護を図り、施設の円滑な運営に寄与するよう努めるとともに、善良なる管理者の注意をもって施設の管理運営を行ってください。

### 1 業務内容

条例第17条に定める業務とします。

### 2 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設の効用を最大限に発揮し、市内における市民公益活動が活性化するよう努めること。  
(2) 利用者の安全に十分留意すること。  
(3) 利用者の市民公益活動の活性化が図られるよう適切な支援を行うこと。  
(4) 地域社会、市内で様々な市民公益活動を実施する団体や関係機関及び行政との連携を図り、地域に根ざした運営を行うこと。  
(5) 利用者の最善の利益を図るとともに、利用者の平等な利用を確保すること。

- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 施設の長寿命化に向けた、適切で効率的な管理を行うこと。
- (8) 関係条例等を遵守し、安定した質の高いサービスを提供すること。

### 3 管理の基準

#### (1) 法令の遵守

センターの管理運営に当たっては、次の各号に掲げる法令等を遵守してください。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ③ 春日まちづくり支援センター条例（令和 5 年春日市条例第 27 号）
- ④ 春日まちづくり支援センター条例施行規則（令和 5 年春日市規則 66 号）
- ⑤ 春日市情報公開条例（平成 12 年春日市条例第 40 号）
- ⑥ 春日市指定管理者の情報公開に関する規則（平成 19 年春日市規則第 32 号）
- ⑦ その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令

#### (2) 施設の管理の業務に従事する者（以下「管理従事者」という。）の配置

条例等に定める業務を適切に実施できる業務執行体制を確保し、労働基準法等関係法令を遵守できる必要な管理従事者を配置してください。

#### (3) 業務の再委託

指定管理者は、業務の一部を他の事業者へ委託することはできますが、全部を委託することはできません。また、当該業務の一部を、第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承認を受ける必要があります。

#### (4) 事業計画書及び事業報告書の提出

指定管理者は毎年度、事業計画書及び事業報告書をそれぞれ市長が指定する日までに提出することが必要です。

## 3 自主事業

指定管理者は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務に支障のない範囲内において、自己の責任と費用負担で独自に企画した自主事業を提案することができます。提案された自主事業は、市の承認により実施することができます。

## 4 指定期間（市議会の議決事項）

### 1 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 2 留意事項

- (1) 管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定期間内に指定を取り消す場合があります。

す。

- (2) 指定期間満了時点で市長が業務の実績等を評価し、適切に管理を行うことができると認められるときは、引き続き指定管理者の候補者となることができる場合があります。

## 5 指定管理業務に要する経費等

### 1 指定管理業務に要する経費

指定管理業務に要する経費は、条例第18条に規定する利用料金をもって充てることとします。また、利用料金は、条例に定める金額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めます。

### 2 指定管理業務に要する経費の報告

指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入の増加や経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還等を求めません。また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。

### 3 管理口座・経理区分

指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、指定管理業務に係る経費及び収入を適切に管理できるようにしてください。

## 6 申請書類の提出について

### 1 申請書類

別紙1のとおり。

### 2 受付期間

令和5年9月27日（水）から令和5年10月16日（月）午後5時まで

### 3 提出部数

原本1部・コピー13部

### 4 提出先

春日市協働推進部地域づくり課協働推進担当

※ 窓口に直接提出してください。郵送を含め、その他の方法による提出は受け付けません。

### 5 提出形式

各書類にページ番号を付け、表紙・目次を付してください。

書類は左綴じとし、インデックスを添付する等して書類名（略称可）が分かるようにし、A4判のファイルに綴じてください。書類の順番は、別紙1「春日まちづくり支援センター指定管理者申請書類一覧」に掲げた順番としてください。

## 7 申請条件

市民公益活動の団体等を支援する中間支援組織として市内での活動実績のある法人等であること。ま

た、次の各号のいずれにも該当しない法人等であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加資格の欠格条項に抵触する者）
- (2) 春日市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づく更正又は再生手続を開始しているもの
- (4) 春日市その他の地方公共団体から、過去に指定管理者の指定を指定期間の途中で取り消されたもの
- (5) 法人等としての規約と代表者の定めのないもの
- (6) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等の納入すべき税金を滞納しているもの
- (7) 春日市暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは春日市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- (8) 春日市公の施設指定管理者選考等委員会（以下「選考等委員会」という。）及び選考事務に関与した者及びこれらの者と関わりのあるもの
- (9) 行政や議会の関係者が役員となっているもの

## 8 審査及び選考に関する事項

春日市公の施設指定管理者選考等委員会により、書類審査及び面接審査を実施します。

### 1 書類審査

提出された書類について書類審査を実施します。申請者の出席は必要ありません。

- (1) 日時 令和5年10月30日（月）

### 2 面接審査

書類審査と合わせて、面接審査を実施します。

代表者又は代理人の出席（5人以内）をお願いします。

- (1) 日時 令和5年11月6日（月）
- (2) 会場 市役所2階 207会議室

※ 詳細は別途連絡します。

### 3 選考基準

別紙2「春日まちづくり支援センター指定管理者選考 選考基準」のとおり

※ 提出された書類及び面接の内容から、次に掲げる選考基準に基づき審査します。

### 4 選考結果の通知

審査の結果については、選考後速やかに文書にて通知します。また、審査の結果については、春日市役所前掲示場で審査結果を告示するとともに、ホームページで公表します。

## 9 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和5年12月に開催される春日市議会定例会（予定）での議決を受けること

を条件として、指定管理者に指定されます。

## 10 協定の締結

指定管理者の指定の後、指定管理者と市は、申請書類として提出された事業計画書を基に協議を行い、管理業務の細目等を定めた協定を締結します。

### 11 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、市は指定管理者としての指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- 1 この申請要項に定める申請資格の要件を欠いたとき
- 2 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- 3 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められる事象を確認したとき
- 4 著しく社会的な信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められる事象を確認したとき

### 12 注意事項

- 1 申請書類の提出後に辞退をする場合は、辞退届を提出してください。
- 2 提出後の申請書類の内容は、明らかな間違い及び軽微な事項を除き、変更することはできません。なお、市が必要と認める場合は、追加書類の提出又は内容の修正を求めることがあります。
- 3 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格として取り扱う場合があります。
- 4 選考結果の公表をする場合その他市が必要と認めるときは、申請書類等の内容を使用できるものとします。なお、指定管理者の選考経過の公表等が必要な場合には、申請書類のうち必要な内容（不選定となった団体名を含む。）を公表する場合があります。
- 5 提出された書類は、理由のいかんに関わらず返却しません。
- 6 申請に関し必要な費用は、申請者の負担とします。
- 7 審査の結果、適当な指定管理者が選考されなかった場合は、別途調整を行う場合があります。
- 8 この要項に定める事務手続きは、以下に掲げる春日市議会の議決を得ることを条件として進めています。なお、春日市議会の議決が得られなかった場合においても、申請に係る書類の作成や手続きに支出した費用についての補償は行いません。
  - (1) 選定された候補者についての指定管理者としての指定議決
  - (2) 本件事業の実施に係る予算の議決
- 9 指定管理者に指定された後の事業計画書、収支計画書、事業報告書及び収支決算書等については、市民に対して指定管理者の公の施設の管理状況についての説明を行うために必要な情報として、公表する

こととします。

書類提出先・問い合わせ先

春日市原町3丁目1番地5

春日市協働推進部地域づくり課協働推進担当（担当：藤野・洗）

電話 092-584-1111 FAX 092-584-1153